

7 業務内容

(1) 保守・管理業務

- ア ネットワーク及び機器の障害（故障）の修復
- イ 障害（故障）原因の究明
- ウ ネットワーク機器の故障時におけるセンドバック方式による無償交換
- エ ネットワーク機器の監視ツールの提供、及びそのサポート業務
- オ ファームウェア（機器の稼動に係るソフトウェア）のアップデートに係る支援業務
- カ 各種ソフトウェア等に脆弱性が判明した場合の対応等

(2) 保守・管理業務に係る責任範囲

- ア 上記、3 保守・点検対象物件のうち、市内各小・中学校等に設置している、①ルータ、及び②基幹スイッチについては、受注者の責任において機器の障害時における交換作業等を実施するものとする。
- イ ③PoE スwitch(校舎用)、⑤PoE スwitch（体育館）については、機器の障害時には、年間6回を限度として、受注者において、無償による交換作業を実施するものとする。

8 特記事項

- (1) 保守業務履行後は、速やかに津市へ書面による報告を行うものとする。
なお、機器等の障害（故障）の修復に係る報告についても同様とする。
- (2) 機器等に障害が発見された場合、受注者は速やかに必要な処置を講じ、正常に稼働するよう必要な作業を行うものとする。
- (3) 次に掲げる原因によるものは、本件に係る保守の対象外とする。
 - ア 納入・設置業者以外の者による改造、修理、分解及び加工並びに設置場所等の変更が行われたことによるもの。
 - イ 取扱説明書に記載された操作方法以外の使用によるもの。
 - ウ 故意によるもの。